

平成21年度「留辺薬まちづくり協議会」(第9回)会議録要旨

◎ 日時	開催日時 平成22年2月2日(火) 16:00~17:30
◎ 場所	留辺薬町中央公民館 1階 小ホール
◎ 出席者	協議会: 11名(山田会長、前田副会長、飯田委員、石井委員、遠藤委員、 笠原委員、加藤委員、菅波委員、菅原委員、古田委員、 森委員) 北見市: 島留辺薬教育事務所長 事務局: 清野総合支所長、角丸次長、奥原地域振興担当係長 傍聴者: 1名

開 会

事務局
(総合支所次長) 開 会(16時00分)
本日は、大変お忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。
ただ今から、第9回留辺薬まちづくり協議会を開催いたします。
それでは、山田会長よろしく願いいたします。

山田会長 皆さんお晩でございます。
今年初めて会う方もおりますので、今年もどうぞよろしくお願い致します。
昨年は、自治区内事業の今後のあり方について協議を行いまして、12月に
答申をしまいりました。22年度を迎えましたが、私たちの任期も6月まで
となっております。今後、まちづくり協議会がどのように進んでいくのがい
いのかということもあります。
また、先般、4自治区の正副会長会議を開催させていただきまして、非常
に熱心な議論をしまいりましたので、後ほど報告をさせていただきます。今
月は2月18日にも協議会を予定しております。今後ともどうぞよろしくお願い
いたします。

報 告

山田会長 会議に先立ちまして、委員の皆様には事務局より会議の成立について報告して
いただきます。

事務局
(地域振興担当係長) 会議開催にあたりましては、規定によりまして半数以上の出席が必要であり
ますが、本日、正副会長含め委員14名中11名の出席をいただいております。半
数以上の出席がありますので、会議が成立していることをご報告申し上げます。

山田会長 本日の会議につきましては、概ね、5時30分を目安に終了したいと考えて
おりますので、委員の皆さんのご協力をよろしくお願い申し上げます。

山田会長

それでは、先日開催いたしました正副会長会議についてご報告を申し上げます。

第5回まちづくり協議会正副会長会議が1月27日（水）午後4時から留辺薬総合支所で開催されました。出席者は北見の会長さんを除く7名の皆さんが参加されました。

最初に、平成21年度の各まちづくり協議会の開催状況等について報告をいただきました。その後、4自治区に共通する課題ということで、日赤の関係についての話をしました。日赤の関係については新聞報道等でしか情報を得ることができないので、全市に関わる共通の課題については、自治区内だけに限らず、それぞれのまちづくり協議会の中でも資料等くらいは配布してはどうかということで、委員から話しがあったということをご報告いたしました。

この日赤関係について、会議の大半の時間を使いまして議論をしたところでございます。

北見まちづくり協議会は、勉強会ということで日赤に出向いて担当者から説明を受けたということでございます。ただ、まちづくり協議会は決定する立場にはないだろうということで、それぞれのまちづくり協議会で日赤について、どのような方法で勉強会等を開催していったらいいのかなどの話し合いをして、その話し合いを踏まえて、もう一度正副会長会議を開催しようということになりました。

日赤の関係については議会が決定をしますので、まちづくり協議会がこうしますとかということにはなりませんけども、しかし、住民を代表してまちづくり協議会があるわけですから、話し合いをすることも必要だろうということでございます。

皆さんから意見がありましたら聞かせていただきたいと思います。

今後、日赤の関係だけでなく、庁舎問題、この他に武道館、図書館がございしますが、全市に共通する課題ということで話が出ておりました。

以上、報告をさせていただきましたけれども、補足がありましたら副会長お願いします。

前田副会長

会長から報告された内容が全てであります。4まち協で、共通の課題を全員で討議するべきではないかと。例えば、日赤の問題については、4まちづくり協議会で考えていくべきではないかという意見が出されておりました。このことについて意見の交換がなされてきたわけでありまして。

先ず何を協議すべきなのか、何ができるのだろうかということでございました。全員が共通の課題を勉強し、意見交換し意思の統一をして、市に申し上げると。意見書を提出するというような考えもございました。

一方では、意見書の提出は難しいのではないだろうか。まち協の役割というのは、各自治区内の施策、事業、事務、計画の執行、変更、各自治区内の住民との連携強化ということに関しての意見要望を行うということになっているので、日赤、庁舎の問題については市議会が議決されるべきことなので、まち

協から意見要望を出すということは、まち協の役割ではないのではないかという意見も出されておりました。

今話がありましたように、各まち協で共通の課題を検討すべきということについて、特に日赤の問題等について、どのようなことがまち協としてできるのかということをお互いに協議をして、持ち寄ってきちんとした方向に持っていきたいということです。

これからのまち協のあり方について、形骸化しない、どうあるべきかということをお互いに考えていくことが大事ではないかということで、2時間活発な意見交換がなされたわけでございます。

それぞれ意見をまとめてやっていかれるという態勢にしたいということです。

山田会長

今、私と副会長の方からご報告をさせていただきましたが、このことについては、後ほど、皆さんからご意見をいただけたらと思います。

正副会長会議の内容についての報告はよろしいでしょうか。

それでは、議題に入る前に、支所長より報告がございますのでよろしくお願いいたします。

事務局

(総合支所長)

それでは報告をさせていただきたいと思います。

・・・清野支所長報告・・・

● 市有地の神社敷地使用について

既に新聞報道等がなされております神社境内地の無償使用に対する最高裁の判決についてでございます。

市の土地の神社使用に関する砂川訴訟につきまして、1月20日に最高裁の判決におきまして、市の土地の無償提供は憲法違反であると判断がなされたところでございます。

北見市におきましても同様の事案が15か所ございます。端野5か所、常呂7か所、留辺蘂3か所で、大和ノーマルセンター敷地内にあります大和神社、瑞穂教員住宅敷地の一部を参道と階段の部分がかかっております瑞穂神社。花園会館敷地内の花園神社の3か所です。

この判決につきましては、砂川市が、市の所有地を空知太（そらちぶと）神社の敷地として無償で使用させているのは、憲法の政教分離原則に反するなどとしまして、住民が違法確認などを求めた訴訟の上告審判決でございます。

判決の内容としましては、市有地の無償提供が、公の財産を宗教団体の便宜のために利用してはならないとする憲法89条に違反するかについては、宗教施設の性格、無償提供の経緯や態様、これに対する一般人の評価などの諸事情を考慮し、社会通念に照らして、総合判断すべきとした基準を示しました。

1つには、市有地の無償提供は、氏子集団の神社を利用した宗教的活動を容易にする効果があり、一般人の目から見て、市が特定の宗教に便宜を提供し、援助していると評価されてもやむを得ないとして、公の財産を宗教団体の便宜

のために利用してはならないとする憲法89条の禁止条項に該当し、同条違反である。

また、宗教団体に対する特権の付与にも該当し、信教の自由を保障した憲法20条に違反する。

2つ目として、違憲状態の解消のためには、鳥居やほこらなどの撤去を必要とするが、撤去すると逆に氏子集団の信教の自由に重大な不利益を及ぼすことから、解消方法について、札幌高等裁判所でさらに審理する必要があるとしたところであります。

この度、市の土地を神社敷地として無償提供することは、憲法違反という最高裁の判断がなされましたことから、今後違憲状態の解消に向けまして、無償提供の経緯などを十分に調査するとともに、札幌最高裁判所で審理されます違憲状態の解消方法を見据えながら、それぞれの関係の地域住民の皆さんとも充分協議を行い対応をしてまいりたいと考えているところでございます。

山田会長

ただ今、1点について報告がございました。このことについて何かありましたらお願いします。

質疑・意見

笠原委員

神社の敷地についてはこういうことだろうと思うんですけども、市の補助金をもらっている団体等について、神社に限らないんですけども、宗教的なものに対して団体の会費の中から直接支払となると問題なのかなと思います。監査対象になった場合、政教分離の原則からいってそういうことのないような指導も今後されるという解釈でいいですか。

事務局

今回の判決ではそこまでふみこんではいませんけども。

(総合支所長)

笠原委員

別件ですが、以前、地震の関係で報告がありましたけども、地震計が設置された後の経過についてお願いします。

報告

事務局

それでは、報告をさせていただきます。

(総合支所長)

・・・清野支所長報告・・・

● 自治区内（大和地区）で発生している地震の経過について

地震の発生は、11月19日に1回目の地震があった後、余震と思われるものが4回続いております。

12月26日を最後に体を感じる地震は起きておりませんが、小さな地震はまだ続いておりまして、終息には至ってない状況でございます。

気象台の見解としては、初回の11月19日が本震と思われ、その後現在まで余震が続いているということで、現在も規模の小さい余震型の地震が続いて

いるということでございます。

現地にはプレートもございませぬし、断層もございませぬ。断層が原因とも思われないうんですが、地盤が破壊されて起きる地震が全国にありまして、今回の地震もその可能性が高いということです。

その原因については現在12月15日に北海道大学と北海道立地質研究所で地震計を2か所設置し、原因の調査を含めた対策を進めているところでございます。

温泉水への影響が出ないかということの確認を行うため、1月7日に北海道立地質研究所が現地入りをして、滝の湯の泉源に温度と湯量を観測するために機具を設置したところでございます。

また、温泉の成分に因果がおきていないかを確認するために、温泉水を採取し成分分析を行っているところでございます。

1月に入ってから体に感じない小さな地震が1桁か0ということが続いており、ここ10日間は地震が発生してない状況となっております。現在のところは、原因がつきとめられておりませぬし、地震活動が完全に終息したという状況ではございませぬが、気象台のホームページで毎日の地震活動を感知しているわけですが、1月に入ってから小康状態になっている状況でございます。

震度計に感知した地震は5回なんですけど、震度2やマグニチュード2以上になりますと場合によっては感じる人もいるということで、これまでの統計の数値を見ますとマグニチュード2以上を観測した地震は20回程度起きておりますが、震度計には観測されておりませぬけど、震源に近い地域ではその程度地震を感じている場合もあります。何れも現在は小康状態が続いているという状況でございます。

議 題

山田会長

今総合支所長から報告があったとおり、小康状態で10日間は発生してないということで、いつおきるかわからないけど大丈夫かなという部分でございます。

それでは次第の「2. 議題」に入らせていただきます。

(1) 自治区の課題等についてということで協議を進めてまいります。

今年度のまちづくり協議会の協議内容につきましては、まちづくりパワー支援事業の審査、自治区内事業の今後のあり方についての協議を中心に進めてきましたが、昨年、委員の皆さんから、毎回、膨大な資料を渡されて、資料の説明や、諮問に対する協議に時間をとられて、自治区に対する思い等を発言する場が少なかったという意見をいただきました。

このような意見があったことから、特にテーマを設定しないで、協議をしてみてもどうかということで、今日はフリートークで行ってまいります。昨年も一度行いましたけども、今年も引き続きまして、フリートークで自治区の課題

等について、それぞれ委員の皆さんから意見等をいただきながら進めさせていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

笠原委員

まちづくり条例の策定に関わった経緯もありまして、会長も言われたように基本的には自治区の設置とまち協の設置については、その枠組みで今後も考えていくべきだと考えます。今日は別紙の資料をお配りしたんですけども、自治区のあり方だとかまち協のあり方を考えた時に、1月11日付の日経新聞で、地方自治法の抜本改正ということ、続いて1月21日付にもこういう記事が載っておりまして、地方自治法を総務省の方で検討するというようなことが載っていたものですから、総務省のホームページの地方行財政検討会議というところを見ていただきますと、こういう会議が1月20日に行われて、配布資料で資料1から参考資料9まで印刷してお配りしているんですけども、この中身についてはまだ詳しく分らないのと、今後検討されるということではっきりしないところが多いんですけども、個人的には例えば自治区長のあり方についてもかなり関わってくるのかなと認識しているものですから、ここで北見市の独自の自治区設置、自治区長の設置ということが北見方式といわれているんですけども、ただ実態が他のところにはない。自治法の抜本改正によって今後どのようなあり方が想定されるのか、逆にいうと北見市としてどういうあり方が望ましいのかなということで、完全にフリーハンドで自治区だとかまち協についても設置できるものではないという枠組みがどうしてもありますので、この地方自治法の改正の流れを見ながら、今後北見市として先ほど課題として出された4自治区の統一性の問題と各自治区の独自性というものをどういうふうに調和させていくのか、バランスをとってやっていくことがより市民にとって望ましいのかなと思うんですよね。

ですからこれはなかなか難しい話だと思いますけど。ここですぐ結論だとかの形にはならないと思いますので、勉強しながら今後も模索していく必要があるのかなと思います。

山田会長

今、笠原委員から説明がありましたが、委員は勉強をしております、インターネットで資料を取り寄せていただきましたけども、政権が交代をしてから地方自治法の抜本改正ということの話でございますけども、改正になりましたら北見市独自で設置している自治区がどうなるのか、また、議論している副市長、自治区長の部分についてもこの問題に関わってくるのかなと思います。

そんな意味では、先がけ留辺薬まちづくり協議会委員の皆さんにはこういうものを勉強していくと、今後進めていく中でよろしいのではないだろうかと思えます。

笠原委員

補足ですけども、配布しました参考資料2、3、4がポイントになっているんですが、特に参考資料3の検討項目の例というところで、1自治体の基本構造のあり方で二元代表制を前提としたということで、いわゆる市長と議員の関

係で、どちらが有意という立場にはなっていないんですね現在は、それをどう
いうふうに変えていけばいいのかだとか、住民参加のあり方の中で住民投票制
度、これはまちづくり条例の中にも謳っていて、多分4月以降に住民投票条例
も制定されるのではないかなと思いますけども。あと一番下の規模の拡大に伴
う自治体経営への住民参画の手法等なんて、結局これがまちづくり協議会に直
接関わるようなものなのかなというところだと思うんですね。

あと地域主権型というのは、勿論合併した北見市としては当然のことですけ
ども、更に1市3町が合併したことによって自治区としての地域主権型社会と
いうか、これはそれぞれの自治区である程度責任をもって果たさなければなら
ないのだろうということで、そのための一つの機関としてまちづくり協議会が
設定されているという方向性からいうと、決して北見方式自体が間違っている
ということにはならないと思うんですね。問題はこれをどうやってこれを機能
させていくのか、目的をきちんと明確にしてどうやって進めていくのがいいの
かなと思うんです。

さらに参考資料2に戻っていただいて、一つめとして自治体は今まで国にぶ
らさがることによってやれていたんですけども、自治体の自由度を拡大する
ということは逆に言うと自分達で決めなければならないと、その結果について
自分達に跳ね返ってくると。二つ目は先ほども言いましたが、二元代表制をど
のような形にするのか、三つめが勤労者を含めて幅広い住民が、議会をはじめ
地方自治体の行政運営に参加するというところで、議会は議会で当然あるんだ
と思うんですけども、まち協は、議会の次くらいに位置づけられてくるのかな
というふうに思います

山田会長

今、委員から資料の説明がありました。まちづくり協議会の関係については、
先般開催された正副会長会議でも話が出ていまして、議会が最終決定をす
る機関であり、まちづくり協議会は決定する権限もないし、市に対して要望す
る機関でもないという話が出ておりましたけども、ただ、まちづくり協議会か
ら色々な部分で発信していかなければ協議会の存在自体の意味がなくなって
しまう、そんな意味ではある程度の権限も必要なのかなという気はしておりま
す。

今、笠原委員から資料として出していただいたものについても、先般の正副
会長会議の中でもまちづくり協議会は、決定というのはいらないんだと。市に
要望書、意見書を出すということも駄目ではないかという話がありました。

皆さんのきたんのない意見をいただければと思います。

質疑・意見

菅波委員

会長が言われましたとおり要望団体でもありませんし、市の諮問機関ですよ
ね。ただまちづくり協議会委員のメンバーは色々な団体から選出されていま
すので、その市民の、自治区の声を要望とかではなくて市に届けていくのが大き

な役割であると思います。あとは市がどう判断するかだと思いますけども。それぞれの自治区を考えるのはそれぞれの住民だと思います。

それと、1市3町には地域振興基金があるんですね。合併する時に持っていた地域振興基金。あくまでも自治区の基金であるということで、使うのは行政の判断ですけども、まちづくり協議会の皆さんの思いがあればという考え方もあります。留辺蘂だけという考え方はどうなのかなということもありますけど、足並みを揃えてやろうということであれば、何か考えた中で皆さんの思いがハードの話の方が伝わるものもありますし、事業も具体的なものが考えられるかもしれません。

先日、総合支所長と話をした時にその中身について話をしました。

金額については結構なお金で、自由に使えるお金ではありませんけども、自治区で持っている基金で、中身によってはそういう可能性があるという基金であることは間違いないわけです。

山田会長

合併する時に合併協議会の中で、財政調整基金など合算する基金と、社会福祉基金、地域振興基金など自治区ごとに区分管理する基金という話であったわけですが、最初のまちづくり協議会で、基金については自治区で自由に使えるのかとお聞きしたところ、ニュアンス的には、合併した以上最終的にはまとめていく可能性もあるということで、財政的に苦しい状況になった場合、1市3町から持ち寄った基金を使わなければ北見市が破産するということをおっしゃっていました。そんな意味では、自治区のために使える基金ということですけども難しいという状況であります。

皆さんご承知のとおり、竹下内閣の時にふるさと創生資金として1億円いただきました。その1億円は自由に何にでもお使いくださいということで、旧留辺蘂町は、毎年10人ほどを海外研修事業ということで5年間視察を行いました。1億円の原資は取り崩さずに、利息を運用して事業を行っていました。

このほか、1億円のうち西留辺蘂駅の整備に2千万円ほど使いました。その後、テレビ中継局のアンテナの改修整備に使いまして、残額の約6千万円が地域振興基金として残っております。

また、温根湯の河川改修の関係で花水荘を購入しまして、この関係で補償費が出ました。その補償費についても地域振興基金ということで管理しております。

今、菅波委員が言うように、これは住民のためにあるのだから、内容的にもいいものに使っていただきたいという思いもあると思います。

菅波委員

区分管理をするということになっていますから、何れは使わないでまとめてしまうことはできないと思います。留辺蘂だけが使うということにもならないと思いますけども金額的にはともかく1市3町で何か今年はこのように使いましようということで、まちづくり協議会の流れかどうかは別にしてもそういう捉え方があっていいとは思いますが、

事務局
(総合支所長)

菅波さんがおっしゃっていました、合併時に旧留辺蘂町から北見市に引き継いだそれぞれの自治区ごとに区分管理している地域自治基金については、例えば温根湯温泉街の再生整備事業に対して基金を繰り入れをしている他、最近では滝の湯センターが一旦閉館したあとに改修費が1700万円くらいかかっているんですが、その改修費についても留辺蘂の地域自治基金の中から基金を繰り入れしまして、再開に向けた改修を行ってきたということを含めて、最終的にはどの基金をどの事業に繰り入れするかについては、予算編成段階で最終的には市長の判断で決められるという考え方のもとに、財政当局の方で、基金の有効的な活用についても鑑みながら予算編成にあたっていているということでご理解いただきたいと思います。

山田会長

最終的には市長の判断には使えないということですね。

森委員

街路灯補助金の関係で、合併前は常呂が100%補助、端野90%、留辺蘂80%、北見が60%の補助をいただいております、合併時に北見の最低の線に補助金を合わすんだということで、自治会に何の相談もなくどこでどういうふうに決めたのか60%に決まってしまうということでした。街路灯の問題だけが先行して合併前に決まっていたと。それが自動的に60%に合わされてしまっていたということで、それが後から分って自治会長会議の中で議論になったということです。

それが留辺蘂の場合80%から60%になると、1年間で金額にして約100万円の上積みになります。それで市長に対し昨年の12月に要望書を提出しました。金額をいくらにしてほしいとか、60%から前に戻してくれということではないんですが、要望書を提出してきました。旧北見市は5年も6年も要望してきているんですけども、市としては答えを出してくれないということなんですね。

端野と留辺蘂の連名で要望書を提出したんですけども、北見の街路灯組合があるものですから、4自治区で一緒に提出していこうという話だったんですけども、常呂が要望書を提出しないということだったので、それじゃそれぞれの自治区で提出しようということで、北見は単独で要望書を提出し、留辺蘂は端野と一緒に提出をしたということです。

市長は私も一市民で外が暗いのは困る。同じ気持ちだけでもお金がないということをおっしゃっていました。優先順位はあると思うんですけども防犯関係、災害の関係も色々からみがあるので、頼むということをお願いしてきたんです。

1年間に100万円の上積みになりますが、今更自治会費を値上げして払っていくことも至難な技なんですよ。今年の総会で各自治会でどのような結論を出すかわからないんですけども、一番多い自治会で電気料が10万円代の増額になる自治会も3から4あるんですよ。自治会長がどのような判断をするかわかりませんが、それなので、基金を補助に回すということにもならない

んでしょうか。

山田会長

街路灯については街路灯と防犯灯の二本立てになっていますよね。

森委員

一緒になったんですね。一緒になった中で国道・道道・団地の中が市で持つことになりました。それ以外は自治会で持つということです。

元は歩道を向いているのが防犯灯、道路を向いているのが街路灯というようになっていたと思うんですけども。

事務局

(総合支所長)

一時、歩道側を向いているのが防犯灯、道路側を向いているのが街路灯ということで説明をした経過がございますが、今は北見を含めて向きにかかわらず自治会が負担している街路灯と市が負担している街路灯が入り混じっているのが実態でして、今回の街路灯の電気料金負担の事務事業の調整にあたっては、北見に併せて端野、常呂、留辺蘂地域でも国道・道道・温泉通り含めて主要幹線道路についている街路灯については100%市が負担しましょうということと、先ほど森委員が言いましたように公営住宅敷地内の街路灯は市が負担しましょうということになっています。

それ以外の部分については、合併時の事務事業の調整方針の中で北見市の補助率に合わせるという合併前にそういう形に決まっておりましたから、今回調整の結果は一旦北見市の60%の補助率に合わせるという形で事務事業の最終的な調整方針として出されたわけでございまして、今後これを70%に上げてほしいという要望も北見自治区からも今回端野、留辺蘂からも出ておりますし、10%上げることによって北見市全体で約700万円の財政負担が伴うということもございまして、昨年22年度の予算編成に向けた財政状況の見直しの中で、全体で12億円の財源不足が見込まれるというようなことを皆さんにご説明させていただいた経過がございますけども、これをどう穴埋めしていくかの部分につきましては財政健全化本部を中心としまして事務事業の見直しや、各種団体の補助金の引き下げなどを含めてどこをどう財政支出を切り詰めていくかという部分の調整をさせていただいたうえに、先般の臨時議会では職員と特別職の給与の削減についても継続して行っていくという形の議会議決を踏まえながら、12億円の財源不足の手立てを行っているわけですが、それをしたとしても最終的には12億円全部は財源でだてはできないので、その分についてはどうしても基金から繰り入れをしながら22年度の予算編成をせざるを得ないという状況でございます。

そういう意味で地域自治基金があるからそれを例えば街路灯の補助を増やしてもいいのではないかとの意見もありましたが、全体的に大きな財源不足の中で全体像をみたなかでの財政の運営、予算の編成をしていかなければならないという状況にあるということをご理解いただきたいと思います。

菅波委員

全体像を見ながら決めるというのは勿論ありますけども、これは決まりごとで自治区でしかこれは永久に使えないということは間違いないということですよ。一本にするということはないですよ。

事務局
(総合支所長)

地域自治基金については、それぞれ合併前の旧市町ごとに自治区それぞれに限定した事業等に使うという形で区分管理してくという趣旨の下におかれた基金です。従いまして留辺蘂の地域自治区基金については、先ほども説明しました温根湯温泉街の再生整備含めて留辺蘂自治区の事業に基金の繰り入れを行ないながら事業の展開を図っているという状況になっています。

笠原委員

例えば地球温暖化防止の観点からソーラーとLEDを使った街灯の設置というふうな北見市がクリーンエネルギーを先進的に取組むとかですね。今の状態でいけばランニングコストがかかるのは目に見えているわけで、そのランニングコストの負担の問題を住民が負担するのか市が負担するのかの問題だと思うんですけども、市といっても元々は税金なので最終的には市民が負担することになると思うんですけども、それであれば元々ランニングコストの低いようなものに取り替えていくことによって、北見市として温暖化対策にも取り組んでいますよという形が必要なのかと思います。

今、山とか畑でも農家の人もほとんどソーラーだとかで電気柵等をやっているんで、北見工大あたりが積極的に取組んでくれればいいのかと思います。

温泉街にしても住民がどんどん減っている中で主要幹線については市に持ってもらにしても、住民が減ることによって幹線以外の道路の防犯灯については負担者が減るなかで防犯灯を削るわけにいかないでしょうから、そうすると必然的に負担率が上がってしまうのかなと思うんですよ。そしたら温根湯温泉街の再生整備事業が終わったとしてもその維持についてはもう難しくなってしまうというような、地域的な継続発展、維持するためにも発想を変えてそういうようなもって行き方のほうが、まだこれからのこととしてはいいのかないというふうに考えるんですよ。

確かに最初のイニシャルコストは高いのかなとは思いますが、本当に北見の場合は北見工大もあるし温泉地だし観光地もあるし、温根湯で最初にやるのか、あるいは留辺蘂自治区全体でやるのか。それと同時に森委員が今やっている自治会連合会の負担率を下げるとか、負担率考えた時に確かに合併前に協議されたことは分るんですけども、それは今国の中でもやっているシティミニマムという各自治区での最低限度であって、いわゆるナショナルミニマムみたいな共通する部分は各自治区によって色々使い方は、それ以上プラスアルファの使い方についての余裕というかそういうことが決められるようにもっていかないと、この地域に住んでいる人にとっての優先順位が必ずしも全体が一緒になるとは限らないのではないかなと思うんですよ。

それとまち協が諮問機関で答申をしているんですが、諮問機関というのはあ

くまでも行政があって住民の意見を聞いてあげますよみたいな形になっているんですけども、その関係を少なくとも対等、若しくは本来住民主体の方向に持っていない限りは、まち協だとか自治区自体の制度があくまでも行政の飾りみたいな位置にしか置けないと思うんですよ。そこの意識を変える、構造を変えるというのがこれからものすごく大きな課題なのかなと思うんです。単に自治区の課題というよりも、北見市だけの話ではなくて本当はこれが日本全体でそういう方向に少しずつですけども向かっているという認識ではいるんですよ。

例えば北見までの道路で交通事故があった時にあそこの道路止まってしまったんですね。それで前々から言われている回避道路についてはどうしますかといったけども結局無いと。だからここには道路が必要ですよという必要ニーズだとか、必要性だとか住民の方からも絶対安全性だとか、ライフラインを確保するためには税金を使ってでも回避道路を作った方がいいというものがあれば、むしろそれを計画化していくのが自治区とか行政の方ではないですかというような、前々から住民のアイディアとか要望を事業計画化するのが行政機関としてのひとつのあり方ではないかと、必ずしも全部できるものではないと思いますけども、今までとおり行政が企画立案して計画作って事業を進めていく、これはこれとしてやっていかなければなりません、でも住民が関与していく場面をだんだんと増やしていかなければ今根本的なあり方としてもなかなか前向きにはならないのかと思います。

山田会長

今までもそうですけど、自治体は皆さんの税金だとか国からの補助金などで運営をしていますけども、先ほどの参考資料をみますと自治体が経営者になっていくという部分では今ソーラーをうまく利活用していくことができれば、北電に電気を売っているところもあります。それでプラス補助金をもらいながらできればと思います。北見市は日照時間についても条件がいいので、街路灯についてもうまく利用して余った分を北電に売ればある程度になるのではないかと思います。

以前、私が視察にいった東京都の多摩の方に日の出町という町があるんですけど、町民還元がものすごいんですね。何故かという、皆さんが嫌がるごみを日の出町が受け入れていて、それでそこの町は栄えているんです。

最初は、ごみを受け入れることに住民から臭い、汚いということでものすごい反対があったんですけども、ところが今は大賛成で、かなりの部分で町民還元されているんですね。

北見市はソーラーが有名ですけども、北見工業大学で発明などをして、それを上手く活用すればという気がします

森委員

今はやっているダイオード、LEDについて聞いてみたんですけども、設置に6倍くらいの費用がかかるということなんですよ。それで寿命は10年くらい伸びて、電気料金は今の3分の1くらいで済むみたいなんですけども、中央

通りの拡幅をしているんですけども、5灯くらい試験的につけるらしいんですよ。それがもしいいとなれば町内会ごとに取り組んでみてもいいし、それに対して補助が出るのであればそれに切り替えていけばいいし、ソーラーであればなお半永久的なのでいいのかなと思っているんですけども。何れにしても単独ではできないことなので市の方をお願いをしていかなければと思っているんです。

山田会長

少し話をしただけでも、色々な話題がでてきます。

風車を利用して電気を作ろうとしているところもありますが、事故が起きたりしているようですけども、ソーラーだと、そんなおかしな事故になるようなこともないだろうし、それで電気を作って電気を上手く供給して北電に売って還元してくれるような形になるといいような気がします。

菅波委員

前にも協議会で話題になったことがありますけども、自治会そのものの組織率についても北見を除く3自治区については、100%近くになっているところがほとんどだと思うんですけども。北見自治区は70%を切っているということで、組織率で考えても3自治区の事情と北見の事情と町内会の金額的なことは違うと思うんですよ。しかし、自治会の運営は一体ですよ。今、森委員が言われた補助率も単純に決めるのではなく、そういった事情も勘案しながら考えていただきたいという面はあると思います。

森委員

この話は自治会長会議の中でも必ず出る話です。3自治区というのは関係ないんですね。

北見市内でいくと70%くらいしか加入していないものですから、町内会の加入率の向上を第1の項目に掲げているんですよ。北見市内も色々事情があるんです。特に団地は誰が住んでいるのか分からないので、町内会長も大変苦労されているようです。

笠原委員

エネルギー関係でいくとソーラーもありますけども、人が歩いているだけで振動によって電気を起こすだとか、バイオ関係だとか、せっかく工大があるのだから色々なエネルギーを発生させるようなことについて、例えばこの地域だったらこういうようなものをやってもらってそれを一番簡単な防犯灯だとか、あまり支障のないようなものをできるだけ作ってもらおう。そういうことであれば単にランニングコストじゃなくて試験的なのとか、お金の使い方自体が投資的な性格のものなので納得してもらいやすいのかなという気はするんですけども、やはり発想を変えていかなければ難しいのかなと思います。単純に補助金をいただきたいというのはこれからの時代難しいのかと思います。

市としても温暖化防止については取組まなければなりませんよね。

事務局
(総合支所長)

街路灯も以前松山委員からも温根湯再生に向けては地球環境にやさしい整備をしてほしいという話をいただいております、2条橋周辺広場に使っている照明についてはLEDの照明を主体として設置するというようなことも含めて整備を進めておりますし、先ほど森委員から話のありました中央通りの整備に併せて新しく設置する街灯についてはできるだけLEDの照明を使っていきたいと、今あるものについてはそのまま活用させていただきたいということを含めて、積極的に環境対策含めた施策の展開というのは市議会の方からも意見として言われておりますので、そのことも十分考慮しながら事業の展開を図っていきたくて考えております。

笠原委員

それなら非常用設備でも、電球交換についての本当の意味での補助についてはそういうことによって将来的な負担を下げる、住民が減っていった負担者が減るわけですから、できるだけコストのかからないような設備がやれるうちにやっておいたほうがいいのかと思います。電球交換について、別の観点からエコの観点からもし替えるような自治体があれば、今だいたい3千円から4千円くらいすると思います。

森委員

器具から全て取り換えると今までの6倍くらいの値段がするようです。

笠原委員

電球だけ換えるといいはずですが、取り敢えずは電球交換だけで大丈夫です。ただし電球自体が高いんです。普通の白熱灯をLEDに換えるだけです。他の物は何も換える必要はないはずですが。

山田会長

設備自体は今までで大丈夫なんですね。

森委員

100ボルトでいいんですけども見たことがないので、今度栄町で設置されますので見てみようかなと思います。

山田会長

フリートークをしますといいアイデアが出てきます。これは大事なことでないのかなと思います。諮問についても大事かもしれませんが、こういうアイデアが出てくるところがうちのまち協のいいところでないかなと思うんです。

時間も経過したんですけども、先ほどの日赤関係についてどのような方法で今後勉強会をしていったらいいのか、皆さんの意見をお聞きしたいと思いません。

北見のまちづくり協議会の皆さんは日赤に出向いて勉強をしたということですが、3自治区の委員はどのように勉強していければいいのか。先ほど副会長からも話しがありましたけども何をとり上げて勉強していったらいいのかという部分なんですけども。我々はどこを視点に勉強会をしたらいいのかということで、話をさせていただきたいと思いません。

森委員 新聞に出ていましたけど「日赤を考える会」ができたと出ていましたが、どのような団体ですか。

菅波委員 中心は経済団体です。北見の会議所などが協力しあって署名を集めるなどの取組みをしているようです。

山田会長 北見日赤を考える会から、日赤を早く新築してくださいという要望だと思います。

議会が紛糾しているのは、市役所が建っている現在地に日赤をもっていくということですが、それでは市役所はどこへ移転するのかということで紛糾しているようです。

菅波委員 日赤の何について勉強をするのかだと思います。

山田会長 地域医療について理解を深めるために勉強をしていけばいいのか、場所がどうかというようなことの勉強かと思いますが、皆さんから意見をいただきたいと思います。

石井委員 日赤の何が問題なのかが分からないので最初の部分から勉強したいと思います。

加藤委員 建替えの問題がありますが位置の移動だけで、病院を建替えたらお医師さんが集まってくるというような話が聞こえてきますけども、根本原因は、お医者さんがいなくなっていることだと思います。日赤だけでなく道立病院も同じような状況ですよね。呼吸器外科がなくなって循環器だけで補うような話をしていますけども、民間の病院は結構お医師さんを集めてきて運営をしているところも北見にはありますけども、その辺の根本的な部分を考えていかなければ、結果的には建物を建てたけどもお医者さんがいなければ病院も成り立たなし、地域医療も成り立たなくなると思います。

日赤については勉強不足ですけども、中身の姿が全然見えていない。大変だという話は聞きます。

まち協で考えるべき話ではないかもしれませんが、やはり何か考えていかなければ、緊急時に間に合わなくなるというか、緊急対応してもらえる病院がなくなってしまう可能性は十分考えられます。個人病院では対応できない場合もありますので緊急時に対応できる病院は残してもらわないといけなかなと思います。

その辺を知りたいので、やるのであれば中身について話を聞きたいと思います。

山田会長 日赤の中身の問題等については色々といわれていますけども、本当のところは分かりません。日赤本部も東京にあって2月18日に北見日赤の改築について理事会が開催されるようです。今日の新聞にも出ていましたよね。

菅波委員 日赤が市に対する支援を要望していますけどもいくらでしたか。

事務局 (総合支所長) 金額的には明らかにされていませんけども。国庫補助金を除いた2分の1です。

菅波委員 財政が厳しい状況で負担していけるのかどうかの問題もありますが、合併特例債を利用するということですけども期限もありますよね。

事務局 (総合支所長) 合併特例債については合併後10年間。年度でいくと26年度まで事業終了です。

山田会長 医療の関係では100億円という金額が出ているんですが。どんどん下がって50億円から25億円に下がりました。

菅波委員 日赤は北見市ばかりでなくて、近隣市町村にも負担を求めていますよね。

遠藤委員 場所ではなく、中身が充実して医療がよければ患者さんは遠くても近くてもどこへでも行きますよね。その病院が絶対いいとなると。

山田会長 確かに遠藤委員が言われたように、大きな総合病院が郊外にあってもいいだろうということですけども、街にあるというのは経済にはものすごい波及があるんです。

ですから、日赤も小林病院も街にあるということで、商店街等々については経済の波及効果が高いのではないかと思います。

ある所に行った時に大きな市立病院が郊外に移転して、街の商店街が衰退したという場所へ行ったことがあるんですが、確かに波及効果は違うと思います。

日赤の問題については、まち協の会議の中で時間をとりながら考えていきたいと思います。明日明後日に決まるという問題でもなく、時間をかけて話し合いをしていきたいということですから、これから委員の皆さんには新聞等色々なことに目を向けていただければと思います。

笠原委員 昨年11月か12月のまち協でも、北見のまち協では協議をしているのに、他の自治区ではこれが何故議題にならないのかと聞いたと思いますけども、日赤の場合だと周辺の自治体からも補助金を求めるくらいの問題なので、旧3町の住民にとっても当事者になるのかなと思うんです。他の自治区で何の説明も

なく進める問題なのかという気がします。

事業の区分の仕方が全市にまたがる事業なのか、それとも留辺蘂自治区だけで、例えば端野中学校を建てたけども、他の自治区にしてみれば直接は関係ない。常呂厚生病院にしても直接は関りない。しかし、地域医療として考えた場合、常呂も関係あるんだけど、日赤についてはもっと広い問題だと思うんです

日赤側の説明者が4協議会を回るとか、市の担当者がといっても切羽詰まった状態で動いているので難しいかもしれませんが。北見の協議会の委員が日赤を現地視察する機会があれば、他の協議会に働きかけをしても悪くはないだろうと。強制でなく参加できる人がいればこの問題について、北見のまち協で視察を設定したけども他のまち協の皆さんで参加できる人がいたらというような勧めの方がよりベターではないかなと思います。

スケートリンク、公民館、武道館、プールにしても自治区の中だけで話されているようすけども。市民プールというのであれば、他の自治区の市民も使いやすい場所をとか、どこが主にやるのかということになるんですが、地域的なこともあります。判断材料については回すべきではないだろうかと思うので、会議の場でなくても資料として配ってください。

山田会長

今笠原委員が言われたことは、正副会長会議の時にも出ておりました。

留辺蘂は留辺蘂らしさで動く部分、常呂は常呂で動く部分、端野は端野で動く、北見としても北見でやらなければならない事業。4自治区に関わる大事なことは共有していくべきだという部分については、情報を流すという話し合いをさせていただきました。

今後4自治区が足並みを揃えるということは、そういうことだと思います。今後その都度情報が入ればやっていきたいと思います。

当初の時間から10分ほど過ぎましたが、色々なアイデアが出ました。

次の予定がございますので終らせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

山田会長

本日の議題及び報告案件全て終了しました。

それでは、事務局の方から次回についてお願いします。

事務局

(地域振興担当係長)

次回第10回まちづくり協議会ですが、2月18日(木)に開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

ご案内につきましては、本日皆様のお手元に配布させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

山田会長

以上をもちまして、第9回留辺蘂まちづくり協議会を終了いたします。
長時間にわたり委員の皆様ありがとうございました。
以上のとおり、まちづくり協議会（第9回）を終了した。

（17：30終了）